省令

○農林水産省環境省令第三号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づき、愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月二十日

農林水産大臣　林　芳正
環境大臣　石原　伸晃

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令（平成二十一年農林水産省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表の一の⑴を次のように改める。

⑴　次の表の第一欄に掲げる添加物（販売（法第六条第一号に規定する販売をいう。）の用に供される愛玩動物用飼料（当該愛玩動物用飼料を製造する事業場において愛玩動物に使用されるものを除く。以下「販売用愛玩動物用飼料」という。）の製造の過程において又は販売用愛玩動物用飼料の加工若しくは保存の目的で、販売用愛玩動物用飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいう。）の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第二欄に定める量以下でなければならない。

第一欄	第二欄
亜硝酸ナトリウム	100ｇ／ｔ
エトキシキン	75ｇ／ｔ（犬用）
エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソール（総称をいう。）	150ｇ／ｔ

別表の一の⑶中「ものをいう。）」の次に「その他の愛玩動物の健康を害するおそれのある物質」を加え、同⑶の表に次のように加える。

メラミン	2.5㎎／ｇ

附　則

この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

告示

○国家公安委員会告示第四十二号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議から代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月二十日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一　公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　田丸　紘一

㈡　変更後の代表者の氏名　佐々木壽逸

二　変更を行った年月日　平成二十六年七月一日

○国家公安委員会告示第四十三号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人長崎県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月二十日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一　公益財団法人長崎県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　立山　秀夫

㈡　変更後の代表者の氏名　原　芳弘

二　変更を行った年月日　平成二十六年六月十日

○国家公安委員会告示第四十四号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人愛媛県暴力追放推進センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月二十日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一　公益財団法人愛媛県暴力追放推進センターの代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　森田　浩治

㈡　変更後の代表者の氏名　稲葉　省三

二　変更を行った年月日　平成二十六年六月二十三日

○総務省告示第二百七十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月二十日

総務大臣　新藤　義孝

一　名　　称　平成二十六年度年次射撃部隊

二　国外派遣期間　平成二十六年八月二十日から平成二十六年十一月二十六日まで

三　派遣人数（概数）　百二十人程度

四　派　遣　地　域　アメリカ合衆国ニューメキシコ州

○総務省告示第二百七十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月二十日

総務大臣　新藤　義孝

一　名　　称　平成二十六年度米国における米陸軍との実動訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十六年八月二十二日から平成二十六年十月三日まで

三　派遣人数（概数）　三百五十人程度

四　派　遣　地　域　アメリカ合衆国ワシントン州

○総務省告示第二百七十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月二十日

総務大臣　新藤　義孝

一　名　　称　平成二十六年度米国における実動訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十六年八月二十六日から平成二十六年九月二十九日まで

三　派遣人数（概数）　七十人程度

四　派　遣　地　域　アメリカ合衆国ワシントン州、オレゴン州、アリゾナ州

○総務省告示第二百七十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月二十日

総務大臣　新藤　義孝